

労働者派遣事業に関する情報提供

株式会社ヒューマンライフ

許可番号 派 03-300009

労働者派遣法第 2 3 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 4 年度 (令和 4 年 4 月 1 日～5 年 3 月 3 1 日))

記

- 令和 5 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 2 2 6 人
- 令和 4 年度 派遣先事業所数 (実数) 6 5 社
- 令和 4 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 1 2, 8 7 2 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
- 令和 4 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 9, 2 9 0 円
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

マージン率 = (派遣料金平均額 - 派遣労働者賃金平均額) ÷ 派遣料金平均額 2 7 . 8 %

- 労働者派遣法第 3 0 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否か (有 ・ 無)

- ・ 協定対象労働者の範囲： 全ての派遣労働者
- ・ 協定の有効期間： 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

雇用する全ての派遣労働者を対象に下記の教育訓練を実施します。

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1 人当たりの平均実施時間
入職時基礎的訓練	新規雇用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	1 時間
職業別訓練	派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間
階層別訓練	派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間
その他の教育訓練	派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間

キャリアコンサルティングの相談窓口

人材事業部 太田 史之 TEL019-606-3244

- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練等、弊社の運営経費等を含んだものです。

【マージン率等の内訳】

マージン率 2 7 . 8 %

